

『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』

概 要

北海道大学アイヌ・先住民研究センター

はしがき

これまで、アイヌの社会や文化に関する研究はそれなりになされてきたものの、アイヌの人々の現在、とりわけ生活や労働の実態を明らかにしようとする研究はきわめて少なかった。このような研究状況において、現代におけるアイヌの人々の実態、その背景にある課題の把握に努めてきたのは行政であった。1960（昭和35）年、北海道民生部は、翌年から5カ年計画で実施された北海道不良環境地区対策の基礎資料とするために「北海道旧土人集落地区の概況調査」を実施した。同調査は、1941（昭和16）年以来20年ぶり、戦後初のものである。その後、北海道は、1972（昭和47）年に「第1次北海道ウタリ生活実態調査」を全道的に実施し、この結果に基づいて「第1次北海道ウタリ福祉対策」を推進させると、以後7年ごとに同調査を、2006（平成18）年からは「北海道アイヌ生活実態調査」を実施している。

これまでの7回にわたる「北海道アイヌ（ウタリ）生活実態調査」は、北海道による施策立案の基礎資料としてのみならず、研究における基礎的データとしても重要なものだが、他方で、たとえば2006年の北海道アイヌ生活実態調査では、個人や世帯に対する調査対象がアイヌ民族と表明している人の属する300世帯および同世帯で生活を共にしている15歳以上の712人にとどまっており、北海道アイヌ協会をはじめとする関係者からは、対象者が少なすぎて実態が十分に反映されているとはいえないと指摘されてきた。調査対象の選出方法は、7回の調査すべてにおいてほぼ同様であり、より適切に実態を把握しうる調査を実施して、アイヌ民族に関連する今後の施策および研究に反映させることが求められている。

本概要にまとめた「北海道アイヌ民族生活実態調査報告書」は、以上の課題について、北海道大学アイヌ・先住民研究センターが学際的なチームを組織し、2008（平成20）年から2011（平成23）年までの4年間にわたって実施した研究事業の成果である。同報告書「その1」はアンケートによる量的調査の集計結果を、「その2」はインタビューによる質的調査の内容をまとめたものである。「その3」は、「その2」の結果として明らかになったアイヌの人々の多様性という視点から、クロス集計といった統計学的手法をとおして「その1」の調査結果を再分析したものである。

本概要をまとめるにあたり、研究チームの一員である上山浩次郎研究員（愛媛大学四国地区国立大学連合アドミッションセンター、元・北海道大学大学院教育学研究院専門研究員）からは統計学の諸概念および数式等についてわかりやすい説明をいただき、報告書の編者である小内透教授（北海道大学大学院教育学研究院）からは本概要の内容について有益な指摘をいただいた。にもかかわらず、本概要に数値の誤記載、不適切な記述などがあるとすれば、それはひとえに執筆者の責任である。

目 次

『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1』の概要.....	1
1. 調査対象.....	1
2. アイヌの血統.....	1
3. 民族意識.....	1
4. 世帯および個人の年収.....	3
5. 生活保護.....	4
6. 教育経験.....	5
7. 教育期待.....	5
8. 社会における成功の要因.....	6
9. アイヌ民族の不公平感.....	7
10. アイヌ文化との関わり.....	7
11. アイヌ民族の重視する政策.....	8
『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その2』の概要.....	10
1. 調査対象.....	10
2. 生活史の全体的特徴.....	10
3. 生活基盤としての階層と家族.....	11
4. アイヌ民族に対する差別.....	13
5. アイヌ社会における差別.....	13
6. アイヌとしてのアイデンティティの形成と変容.....	14
7. 北海道アイヌ協会に関する認識.....	14
8. アイヌ民族の生活や意識の多様性とその背景.....	15
『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その3』の概要.....	17
1. 調査対象.....	17
2. アイヌの血統.....	17
3. 民族意識.....	18
4. 世帯および個人の年収.....	21
5. 教育経験.....	25
6. 社会における成功の要因.....	26
7. アイヌ民族の不公平感.....	28
8. アイヌ民族の重視する政策.....	29
【参 考】 カイ2乗検定について.....	i

『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1』の概要

1. 調査対象

調査対象は、2008年10月の時点において北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）に所属していた支部会員、道内在住の元支部会員、アイヌ民族であることが明確な道内在住の非会員が属する世帯およびそれらの世帯を構成する18歳以上85歳未満の者である。回収できた有効票は、2,903の世帯票、5,703の個人票である。

2. アイヌの血統

調査対象者5,703人のうち「無回答」を除く5,528人において、父親がアイヌの血統を有する者は2,386人（43.2%）、母親がアイヌの血統を有する者は2,385人（43.1%）だが、両親ともにアイヌの血統を有する者は1,075人（18.9%）、父方・母方の祖父母まで全員がアイヌの血統を有する者は327人（5.9%）にとどまる。他方、両親がともにアイヌの血統を有していない者は1,837人（33.2%）であり、そのうち1,166人は配偶者がアイヌの血統を有する者である。それ以外は、養父母がアイヌの血統を有する者、あるいは親の血統が「わからない」者である（表2）。

表2 アイヌの血統割合（主なもの）

単位：人（%）

	父親	父方祖父	父方祖母	母親	母方祖父	母方祖母	養父	養母	配偶者
胆振支庁管内	851	450	487	908	477	568	48	38	704
日高支庁管内	727	385	329	632	288	348	29	25	544
石狩支庁管内	282	142	171	359	210	240	10	9	210
その他	526	286	279	486	251	316	27	20	393
合計	2,386 (43.2)	1,263 (22.8)	1,266 (22.9)	2,385 (43.1)	1,226 (22.2)	1,472 (26.6)	114 (2.1)	92 (1.7)	1,851 (33.5)

注) 1. 割合は「無回答」を除く5,528人を分母としている。

2. この表では「いない」、「わからない」、「その他」の数値を省略している。

3. 民族意識

アイヌであることの意識については、「まったく意識しない」者が2,486人（48.0%）にのぼるが、他方で「常に意識している」者は712人（13.8%）、「意識することが多い」者は592人（11.4%）である（表3-1）。

今後の生き方について、「アイヌとして積極的に生活したい」という者は 456 人 (18.2%) にとどまっているが、「特に民族は意識せずに生活したい」という者は 1,857 人 (74.3%) にのぼっている。「極力アイヌであることを知られず生活したい」という者は 142 人 (5.7%) である (表 3-2)。

表 3-1 アイヌ民族であることの意識 単位：人 (%)

	常に意識している	意識することが多い	時々意識する	まったく意識しない	合計
30 歳未満	29 (3.4)	44 (5.1)	214 (24.8)	577 (66.8)	864 (100.0)
30~40 歳未満	50 (7.6)	70 (10.7)	178 (27.1)	359 (54.6)	657 (100.0)
40~50 歳未満	96 (9.4)	117 (11.5)	317 (31.1)	488 (47.9)	1,018 (100.0)
50~60 歳未満	190 (15.3)	157 (12.7)	339 (27.3)	555 (44.7)	1,241 (100.0)
60~70 歳未満	215 (23.9)	134 (14.9)	233 (25.9)	316 (35.2)	898 (100.0)
70 歳以上	132 (26.4)	70 (14.0)	107 (21.4)	191 (38.2)	500 (100.0)
合計	712 (13.8)	592 (11.4)	1,388 (26.8)	2,486 (48.0)	5,178 (100.0)

注) 「不明」、「無回答」を除く。

表 3-2 今後の生き方 単位：人 (%)

	アイヌとして積極的に生活したい	とくに民族は意識せず生活したい	極力アイヌであることを知られず生活したい	その他	合計
30 歳未満	31 (11.4)	212 (77.9)	25 (9.2)	4 (1.5)	272 (100.0)
30~40 歳未満	46 (16.5)	200 (71.9)	27 (9.7)	5 (1.8)	278 (100.0)
40~50 歳未満	80 (16.1)	374 (75.4)	31 (6.3)	11 (2.2)	496 (100.0)
50~60 歳未満	115 (17.9)	487 (75.7)	31 (4.8)	10 (1.6)	643 (100.0)
60~70 歳未満	119 (22.8)	372 (71.1)	21 (4.0)	11 (2.1)	523 (100.0)
70 歳以上	65 (22.6)	212 (73.9)	7 (2.4)	3 (1.0)	287 (100.0)
合計	456 (18.2)	1,857 (74.3)	142 (5.7)	44 (1.8)	2,499 (100.0)

注) 「不明」、「無回答」を除く。

野崎剛毅 (のぎきよしき) は、以下のような解釈の可能性を指摘している。

- ① 過去の差別経験をはじめとする負の経験・記憶が「アイヌ民族」というくくり自体を否定的にとらえさせてしまっている。
- ② アイヌ民族の多くが和人に同化してしまっており、民族を意識する場面が少なくなっている。

- ③ 民族を意識せずに「世界人」として生きて行こうという考え方が、民族を前面に押し出した生き方を抑えている。

4. 世帯および個人の年収

アイヌ世帯の平均年収は 355.8 万円、「年収なし」を除くと 369.2 万円である。100 万円ごとの年収区分では、回答のあった 2,903 世帯のうち、「200 万円以上 300 万円未満」が 567 世帯 (19.5%) ともっとも多く、「100 万円以上 200 万円未満」が 432 世帯 (14.9%)、「300 万円以上 400 万円未満」が 409 世帯 (14.1%)、「400～500 万円未満」が 280 世帯 (9.6%)、「100 万円未満」が 195 世帯 (6.7%) で続いている。年収 500 万円以上の世帯は 550 世帯 (18.9%)、「年収なし」の世帯は 92 世帯 (3.2%) であった。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部による『平成 25 年国民生活基礎調査』によれば、北海道の平均年収は 473.5 万円で、もっとも構成比率の高い年収区分は「200 万円以上 300 万円未満」であり、全国の平均年収は 537.2 万円、構成比率の高い年収区分は「200 万円以上 300 万円未満」となっている (表 4)。

世帯年収を年代別でみると、「年収なしから 200 万円未満」の世帯は、世帯主が「30 歳未満」の年代層において 14 世帯 (25.0%)、「60 歳～70 歳未満」の年代層に 223 世帯 (37.0%)、「70 歳以上」の年代層に 177 世帯 (56.0%) と多くなっている。世帯主が現役世代であっても、「年収なしから 200 万円未満」の世帯が「30 歳～40 歳未満」において 47 世帯 (21.1%)、「40～50 歳未満」において 96 世帯 (18.3%)、「50～60 歳未満」において 156 世帯 (19.8%) と各年代層において約 20%を占めている。

表 4 世帯年収

単位：世帯 (%)

	所得なし	100 万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500 万円以上	合 計
北大調査	92 (3.2)	195 (6.7)	432 (14.9)	567 (19.5)	409 (14.1)	280 (9.6)	550 (18.9)	2,903
北海道調査	4 (1.3)	31 (10.3)	60 (20.0)	56 (18.7)	50 (16.7)	25 (8.3)	50 (16.7)	300
厚労省調査 北海道	—	29 (5.9)	81 (16.4)	82 (16.6)	77 (15.6)	58 (11.7)	168 (33.9)	495
厚労省調査 全 国	—	620	1,322	1,329	1,318	1,100	4,311	10,000

注)「北大調査」および「北海道調査」は、無回答を記載していないため (%) の合計は 100.0%にならない。

個人の平均年収は 197.5 万円、「年収なし」を除くと 241.9 万円である。100 万円ごとの年収区分では、5,703 人のうち、「100 万円以上 200 万円未満」が 1,079 人 (18.9%) ともっとも多く、「100 万円

未満」が1,026人(18.0%)、「200万円以上300万円未満」が961人(16.9%)、「300万円以上400万円未満」が468人(8.2%)で続いている。年収500万円以上の者は377人(6.61%)、「年収なし」の者は930人(16.3%)であった。

個人年収においても、30歳未満の若年層と、60歳以上の高齢者層で「年収なしから200万円未満」の比率が高くなっており、「年収なしから200万円未満」の者は、「70歳以上」で393人(82.6%)、「60～70歳未満」で552人(65.1%)にのぼっている。

5. 生活保護

生活保護の被保護世帯については、2,903世帯のうち、「現在受けている」が152世帯(5.2%)、「以前受けていたことがある」が140世帯(4.8%)となっている。世帯主の年代別にみると、世帯主が「70歳以上」の327世帯では、「現在受けている」が40世帯(12.2%)、「以前受けていたことがある」が22世帯(6.7%)と多くなっているが、他方で「30歳未満」の57世帯では、「現在受けている」が1世帯(1.8%)、「以前受けていたことがある」も1世帯(1.8%)と少なくなっている(表5)。

表5 世帯主年代別の生活保護受給世帯

単位：世帯(%)

	現在受けている	以前受けていたことがある	受けたことはない	合計
30歳未満	1 (1.8)	1 (1.8)	55 (96.5)	57 (100.0)
30～40歳未満	13 (5.7)	13 (5.7)	204 (88.7)	230 (100.0)
40～50歳未満	25 (4.6)	27 (5.0)	491 (90.4)	543 (100.0)
50～60歳未満	33 (4.1)	43 (5.3)	733 (90.6)	809 (100.0)
60～70歳未満	38 (6.1)	32 (5.1)	556 (88.8)	626 (100.0)
70歳以上	40 (12.2)	22 (6.7)	265 (81.0)	327 (100.0)
合計	150 (5.8)	138 (5.3)	2,304 (88.9)	2,592 (100.0)

注) 年齢不詳および「不明」、「無回答」を除く。

なお、「就学援助については、アイヌ子女を対象にした『高等学校等進学奨励事業』を現在、または過去に利用していた人は全体の47.5%にのぼる(複数回答)。経済的に恵まれない家庭が多い中、この事業がアイヌの子どもたちの高校進学を支えていることが示されている」。

6. 教育経験

最終学歴については、大学院に進学した者が12人(0.2%)、大学まで通った者が241人(4.5%)、高校まで通った者が2,352人(44.4%)、中学校まで通った者が1,651人(31.2%)、小学校まで通った者が276人(5.2%)となっている。他に、専門学校に通った者が593人(11.2%)、短大および高専に通った者が173人(3.3%)いる。なお、文部科学省生涯学習政策局政策課による「学校基本調査報告書」によれば、2012(平成24)年の高校進学率は98.3%、大学・短大進学率(過年度高卒者等を含む)は56.2%である。

野崎剛毅(のぎきよしき)によれば、アイヌ民族の高校進学率については、「この10年ほどは全国平均とほとんど差がなくなって」おり、「若い世代においてアイヌ民族子弟の教育不平等はほぼ解消されているとあってよい」。他方、「大学進学率については、いまだに全国平均との間に大きな格差が存在する」。

「アイヌ民族の大学進学率は、1990(平成2)年頃から増加に転じてはいるものの、一貫して低い水準であり、もっとも進学率が高かった2005(平成17)年でも27.1%(補正值では21.1%)と、全国平均の5分の3程度となっている。また、1970(昭和45)年頃から1990年頃までは、全国平均が伸びているなかでアイヌ民族の平均は同水準で推移しており、事実上不平等が拡大していたことがわかる」。また、アイヌ民族の高校進学、大学進学について、以下の特徴が指摘されている。

- ① 進学者が増えたにもかかわらず、中途退学する者が多い。高校進学者のうち、中退した者は12.9%に達している。1999(平成11)年の高校中退率が全国平均で2.1%、北海道で1.9%であったのに比べるときわめて高い数字であるといえる。また、大学進学者の中退率は20.3%であり、「在学中」の者を母数から除いた30歳未満の中退率は23.2%まで増える。2007(平成19)年度の私立大学中退率は2.7%であり、アイヌの大学生が中退する可能性は、全国平均の9倍に達している。
- ② 高等学校の定時制に通う者が多い。高校進学者のうち12.8%が定時制高校に進学している。もっとも、アイヌ子弟の定時制高校への進学者は急激に減少しており、30歳未満では2.3%である。2008(平成20)年における全高校生に占める定時制高校生の割合は3.2%であり、わずかではあるものの全国平均を下回っている。

7. 教育期待

現在在学中でない者のうち、1,793人(32.3%)は「さらに進学したかった」と回答している。「どこまで進学したかったか」については、回答者数1,393人のうち、「高校まで」が571人(41.0%)、「大学まで」が540人(38.8%)となっている。なお、年代別にみると、50歳以上では「高校まで」がもっとも多いが、50歳未満では「大学まで」がもっとも多くなっている。

進学を断念した理由（複数回答）としては、回答者数（データ数）1,727人のうち、「経済的な理由」をあげた者が1,341人(77.6%)と最も多い。続いて「就職する必要があったから」が435人(25.2%)、「学力の問題」が240人(13.9%)、「親に反対されたから」が190人(11.0%)となっている。「就職する必要があったから」という理由も広い意味では「経済的な理由」であり、「経済的な理由」が進学を断念させるもっとも大きな要因であり続けていることがわかる。

他方、「子どもを（いない者はいる場合を想定して）どこまで進学させたいか」については、回答者数4,090人のうち、「大学まで」が1,723人(42.1%)、「高校まで」が850人(20.8%)、「専門学校まで」が508人(12.4%)、「短大・高専まで」が376人(9.2%)となっている。

なお、最終学歴は、当人の平均年収に大きな影響を与えている。高卒者の平均年収が250.1万円であるのに対し、大卒者は273.0万円である。高卒者の平均年齢が42.9歳であるのに対して、大卒者は35.0歳なので、年齢を統制すれば両者の年収格差はさらに拡大するであろう。

8. 社会における成功の要因

「社会で成功するための要因として何が重視されているか」については、データ数5,703人（2つまでの複数回答）のうち、「個人の努力」をあげた者が3,623人(63.5%)と最も多く、続いて「個人の才能」が2,109人(37.0%)、「運やチャンス」が1,197人(21.0%)、「学歴」が1,157人(20.3%)となっている。他には、「有力者とのつながり」が595人(10.4%)、「家柄・親の地位」が561人(9.8%)であった。

就業形態別にみると、「個人の努力」を選択した者の比率は「経営者・役員」において79.6%、「自営業主」において78.9%と高くなっているが、「パート・アルバイト・臨時雇用等」では68.9%、「無職」でも71.9%にとどまる。「個人の才能」については、「経営者・役員」の47.5%、「一般従業員」の47.2%が選択しているが、「自営業主」では36.7%、「無職」では38.8%にとどまっている。「学歴」については、「経営者・役員」の13.6%、「家族従業員」の16.5%が選択するにとどまっているが、「学生」では36.4%、「無職」でも28.3%が選択している。小野寺理佳（おのでりりか）・品川ひろみ（しながわひろみ）によれば、以下の2つの傾向を指摘できる。

- ① 「個人の努力」や「個人の才能」は、「経営者・役員」など安定した就業形態の者において選択される比率が高く、「パート・アルバイト・臨時雇用等」や「無職」のように不安定な就業形態において選択される比率が低い。
- ② 「家柄・親の地位」や「学歴」は、「パート・アルバイト・臨時雇用等」や「無職」の者において選択される比率が高く、「経営者・役員」や「自営業主」においてあまり選択されない。

すなわち、「社会的な安定を得ている者は、現在の安定が自分自身の才能や努力に起因していると考え、不安定な現状にある者は、成功の条件を努力ではなく家柄や親の地位または学歴にあると考えているといえよう」。このことは、世帯収入による回答傾向にも現れており、世帯年収区分のすべてにおいて70%以上の者が「個人の努力」を選択しているものの、年収が増えるにしたがって「個人の努力」を重視する比率が上がり、「0～300万円未満」では70.5%であるのに対し、「900万円以上」では78.8%に達している。他方、「学歴」を選択する者の比率は、年収が増えるにしたがって低下しており、「0～300万円未満」では26.0%であるのに対し、「900万円以上」では13.2%にとどまっている。

9. アイヌ民族の不公平感

社会で成功するための要因として「個人の努力」がもっとも多く選択されていたことから、回答者は、「努力した者が社会で成功することが公正である」と考えているといえよう。したがって、努力しているにもかかわらず現実にうまくいかないときに、それが「不公平」であるということになる。その「不公平」の要因については、不公平が「大いにある」および「少しはある」と回答した者のうち、66.4%が「学歴による不公平」、61.8%が「所得・資産による不公平」、60.0%が「職業による不公平」、57.4%が「人種・民族による不公平」を選択している。不公平が「ない」と回答した者においても、「学歴による不公平」がないとの回答が8.4%ともっとも低く、「所得・資産による不公平」がないとの回答が9.6%、「職業による不公平」が11.9%、「人種・民族による不公平」が14.3%となっている。

小野寺理佳（おのでらりか）・品川ひろみ（しながわひろみ）によれば、「このように、アイヌの人々が日常的に感じている不公平感は、学歴や所得・資産といった各種の資本における格差に起因するものだけでなく、人種・民族という属性に因るものもあることがわかった」。また、「この不公平感を、性別、就業形態、収入、年齢によってみると」、「女性、不安定な就業状況にある人々、世帯年収の少ない人々、中高年世代の人々において不公平感が強いということが出来る」。

10. アイヌ文化との関わり

「アイヌ文化の伝承・復興活動への参加経験」（複数回答）について、5,703人のうち、「アイヌ語」の伝承・復興活動に1,031人（18.1%）、「口承文芸（ユカラ・ウェペケレ等）」に546人（9.6%）、「歌（ウポポ・座り唄等）」に911人（16.0%）、「踊り」に1,158人（20.3%）、「祭事（カムイノミ等）」に1,351人（23.7%）、「刺繍」に878人（15.4%）、「織物」に458人（8.0%）、「伝統的狩猟・農法・漁法」に440人（7.7%）、「調理・保存法」に930人（16.3%）、「木彫」に678人（11.9%）が「現在関わっている」ないし「かつて関わったことがある」と回答している。櫻井義秀（さくらいよしひで）によれば、こ

のように、「実際に様々なアイヌ文化の伝承活動に参加したことがあるという人は決して多くない。むしろ、大多数の人々はアイヌ文化と直接的に関係した生活を送っているわけではない現実がある」。「但し、日常生活への味わいとして、アイヌ文化が生かされていることは多くの回答者が自由項目であげているところであり、伝統文化への学びの期待は一定数あることを重視しておきたい」。

「今後、関わりたい伝統文化」（複数回答）については、5,703 人のうち、「アイヌ語」をあげた者が 581 人（10.2%）と最も多く、「刺繍」が 478 人（8.4%）、「自然観察会（エコツアー等）」が 475 人（8.3%）、「調理・保存法」が 459 人（8.0%）、「木彫」が 430 人（7.5%）で続いている。しかし、「アイヌ民族文化を学習したいのはやまやまだが、日常生活や家計を支えるだけで精一杯であるという人たちが非常に多い」。

11. アイヌ民族の重視する政策

政策要望については、「学力向上の支援の拡充」を選択した者が 51.0%と最も多く、「差別のない人権尊重の社会の実現」が 50.2%、「雇用対策の拡充」が 42.9%、「アイヌ語・アイヌ文化の学校教育への導入」が 32.7%で続いている（表 11）。

常本照樹（つねもとてるき）によれば、「学力向上の支援」については、アイヌ民族の組織的な政策要望においても常に上位を占めているが、「一般のアイヌの人たちにおいても同様の要望が強いことが確認された」。「アイヌ子弟の教育支援については、これまでも奨学金や入学一時金等の支給ないし貸与としてウタリ福祉対策及び生活向上方策においても一貫して実施されてきた施策であるが、今回の調査における進学率、中退率などの数値とアイヌの人たちの政策要望を合せて見たとき、なお一層の対策が求められることが明らかになったと言えよう。特に、大学進学についていえば、アイヌ民族の多くが地方に居住していることを考えると、授業料や入学一時金などの支援だけでは札幌などの都市部にある大学に進学することは事実上困難な場合が多いことにも留意すべきであろう」。

表 11 アイヌ民族の重視する施策

単位：件、%

	実数	割合
アイヌ文化を学び、研究するための国立センターを設置する	1,242	21.8
アイヌ語・アイヌ文化などを学校教育に取り入れる	1,863	32.7
アイヌ民族を対象として農林水産商工業などを振興する	1,339	23.5
アイヌ民族の雇用対策を拡充する	2,449	42.9

アイヌ民族に対して高校・大学進学や学力向上への支援を拡充する	2,908	51.0
アイヌ民族が国有地・道有地などを自由に利用できるようにする	1,174	20.6
アイヌ民族が鮭などを捕獲できるように規制緩和をはかる	845	14.8
アイヌ民族への差別が起こらない人権尊重の社会をつくる	2,864	50.2
アイヌ政策を審議するための常設機関を国及び地方に設ける	881	15.4
民族特別議席など、国政・地方政治にアイヌ民族の声を反映させる仕組みをつくる	1,214	21.3
アイヌ民族の土地・資源に対して補償を行う	1,233	21.6
アイヌ民族のみを対象とした特別な政策は行わない	479	8.4
そ の 他	143	2.5
無 回 答	1,147	20.1
合 計	5,703	100.0

『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その2』の概要

1. 調査対象

この調査は、『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1』にまとめたアンケート形式の2008年調査では把握しきれない生活の歩みや苦労を明らかにするため、また、血統、アイデンティティ、文化などから過去と現在のアイヌ性の異同を明らかにするためにインタビュー形式で実施したものである。

都市部に居住する人々と農山漁村地域で生活する人々の相違も把握するため、2008年調査で都市部と農山漁村地域のそれぞれにおいて個人票がもっとも回収された市町村を調査対象地とした。都市部については札幌市、農山漁村地域については胆振総合振興局のむかわ町である。

札幌市、むかわ町に居住する20歳から80歳までの人々のうち、それぞれにおいて、10歳ごとの各世代で10人ずつ、あわせて60人の対象者を選んだ。対象者は、北海道アイヌ協会事務局が同協会の会員名簿をもとに、札幌支部（当時）とむかわ支部（当時）の会員およびその家族から年齢ごとに対象者候補を無作為に抽出し、調査に協力する意向が確認できた者である。最終的に、本報告書の分析対象者は札幌市51人、むかわ町61人のあわせて112人となった。

2. 生活史の全体的特徴

調査対象者の生活の歩みやアイヌ性について、世代、地域、性別の視点から検討したところ、世代の違いを基本とし、それに地域差や性別の違いが絡み合いながらアイヌの人々の間に多様性がもたらされていることが明らかになった。アイヌの人々の多様性は、教育や職業生活といった生活や人生の基本に関わる一般的な側面と民族意識やアイヌ文化の実践というアイヌ民族に固有のアイヌ性の側面のいずれにおいてもみられる。

教育経験については、農漁村（むかわ）より都市（札幌）の方が、また女性より男性の方が教育の達成度つまり学歴水準が高かった。しかも、世代が遡るほどその差は大きくなっていった。これは、アイヌの人々に固有の特徴ではなく、日本社会一般に当てはまる傾向である。ただし、世代・地域・性別にかかわらず、学歴水準は一般的水準と比べ、全体として低かった。

職業生活についても、都市の方が農漁村より職業の機会に恵まれていた。しかし、世代が下がるほど職種に違いがなくなり、雇用形態が不安定になっている。ただし、男性と女性では、職業生活の意味が異なっている。男性にとっては、経済的自立が自らの自信につながるのに対し、女性にとっては、結婚までの腰掛、家計補助のために稼ぐ手段であり、自分のアイデンティティを支えるものにはなっていなかった。もっとも、この特徴も日本社会において一般的に見いだされるものである。

アイヌの人々に固有の民族意識については、若い世代になるほど希薄になっていた。

重視するアイヌ政策についても世代差がみられ、若い世代は、アイヌ民族を特別視し優遇する政策に否定的な傾向にある。都市と農漁村を比べると、農漁村において民族の権利回復に関わる政策を重視する者が多かった。また、男性と比べ女性の方が、民族の権利回復などの一般的理想的な項目ではなく、子どもの教育費の援助をはじめとする具体的な政策を重視する傾向にある。

アイヌ文化との関わり方については、若い世代ほどアイヌ文化を日常生活の中で体験することが少なくなり、現時点でアイヌ文化を実践する割合も低下していた。また、男女の間でも現在携わっているアイヌ文化に違いがみられた。男性は、カムイノミなどの祭事、伝統的葬儀、先祖供養といった儀式・祭祀の分野、女性は、踊り、歌、料理、刺繍、工芸といった芸能・生活文化的な分野に関わる傾向にある。

アイヌ性については、とりわけ世代によって大きく相違しており、若い人には、アイヌであることを知らされた時、「カッコいい」と捉える感性をもつ者さえ現れている。差別と偏見のためにアイヌであることを自ら肯定できず、血を薄くし同化を志向していたかつての世代には考えられない現実が生じている。差別が相対的に少なくなり、アイヌ文化振興法以降、アイヌ文化の価値が見直されるようになったことがその背景にあることは否定できない。アイヌ文化の価値の見直しは、現時点でアイヌ文化に携わっていない人も含めて、男女、世代、地域にかかわらず、多くの人たちがアイヌ文化に興味をもち、今後関わりたいと思う現実を生み出している。

3. 生活基盤としての階層と家族

階層の形成過程と階層分化の要因について検討したところ、青年層の厳しい状況がみえてきた。男女とも、個人の年収は著しく低い。教育達成としてはもっとも恵まれている世代であるものの、獲得した学歴が職業や収入に結びついていなかった。これに対し、男性壮年層、男性老年層では、学歴社会がある程度機能しており、相対的に高い教育を受けた者が、経済階層上でも上位に位置づけられていた。

女性の場合、階層を形成する上で、「結婚」の重要性が確認された。壮年層や老年層の女性にとって、自らの経済階層は夫の収入によって決まっており、出身家庭の経済状況や自らの教育達成などは、それほど重要な意味をもたなかった。これは、社会一般に見られる傾向である。だが、アイヌ女性の場合、結婚にあたって、民族問題のもつ意味が大きくなる点に、独特な特徴が見いだされた。実際、壮年層、老年層においては、結婚の際にアイヌであることを敢えて隠すということが行われていた。これに対し、男性の場合は、階層形成と階層分化に関わって、民族的な問題はあまり顔を出さなかった。アイヌであることが階層形成に大きな影響を及ぼしうるのは、女性に限定されている。

ただし、青年層の意見をみると、異性とのつきあいのなかで民族を意識する者は確実に減っていた。ア

アイヌであることを伝えたら「逆に尊敬された」などと語る者もいた。青年層の世代以降、アイヌであることが階層形成に不利な影響を与えるようなことは、少なくなっていくように感じられた。

家族の形成と再編について、今回の調査で得られた4世代にわたる血筋のデータを分析したところ、1920年代以降戦時中の一時期を除いて、ほぼ一貫して和人ととの結婚が進んできたことがわかった。今回の対象者とその配偶者のうち、4世代までさかのぼってもアイヌの血筋だけの、いわば純血のアイヌの人は207人中7人のみであった。調査対象者の場合、いずれの世代でもアイヌ同士の結婚は少数派で、老年層を除けば、アイヌ同士の結婚は10%台しか存在していなかった。かつては、和人ととの結婚には、アイヌの人々が持っている身体的特徴を目立たなくさせようとする、アイヌの人々自身の戦略があった。和人参子に関しても、捨て子を育てる人情深さと同時に、混血を進めようとする戦略が働いていた場合もあったようである。ただし、北海道に入植した和人の開拓者が、生活の厳しさゆえに、子どもを手放すことがあったという歴史的事実が、和人参子が生まれる背景として存在したことを忘れてはならない。

他方、アイヌの人々にとって、和人ととの結婚は軋轢をとまなうものでもあった。とくに世代が上の人の場合、差別と偏見により和人側の家族や親族から反対されることが多く、結婚自体をなかなか認めてもらえないケースもあった。最近では、反対されることも少なくなってきたが、いまだに反対をおそれてアイヌであることを伝えずに結婚する場合もある。

また、たとえ和人と結婚しても、離婚する場合もある。今回の調査対象者では、アイヌ女性と和人男性の夫婦に離婚が生じやすい傾向がみられた。アイヌであることが離婚の理由かどうかは必ずしも明確でないが、実際に、民族性が離婚の直接の原因になった事例もあった。

アイヌ社会における和人のアイヌ性について、和人とアイヌとの婚姻は、和人にアイヌの人々と地理的に近いところで暮らした経験があり、和人の教育水準や就労状況がアイヌの人々と同様であることによって促される傾向がみられた。具体的には、仕事を通じた出会いや学校の同級生との再会によりつきあいが深まったケースが多かった。なお、和人がアイヌと結婚するにあたり、アイヌ側の家族からは歓迎されることはあっても反対されることはなかった。しかし、和人側の家族からは反対されることがあり、そこには差別と偏見があったといえる。

アイヌの人々と結婚した和人は、子育てをとおして、すなわち、子どもに対してアイヌの血筋を告知したり、教育資金の援助を求めてアイヌ協会に加入したりすることをおして、アイヌ社会と向き合うようになる。また、子どもの将来について語るときにもアイヌ社会と向き合わなければならない。アイヌ社会と向き合う中で、自らがアイヌ社会においては和人として退けられ、和人社会においてはアイヌ側の人間として退けられる、いわばダブル・アウトサイダーとして自覚せざるをえない場合もあった。ダブル・アウトサイダーとしての意識をもちがちなのは和人妻だが、同時に、和人妻は「和人としての視点」に加え

て「アイヌとしての視点」をもつことも少なくなかった。これに対し、和人夫はダブル・アウトサイダーとしての意識をもつこともなく、アイヌとしての視点をもつことはなかった。同じ和人でもアイヌの人々との結婚の意味は、ジェンダーにより異なっている。

4. アイヌ民族に対する差別

アイヌ性に関わるアイデンティティの形成と差別について、アイヌの人々のライフコースにおいて差別が生じやすいのは、学校生活、結婚、就職および職場であった。とりわけ小中学校でのいじめはアイヌの人々に普遍的な経験となっている。

差別には男女によって異なる様相もみられた。アイヌの男性よりも、女性にとって身体的な特徴は切実な悩みであり、いじめの要因になりやすかった。結婚を考えた時に、アイヌの女性側がその特徴をコンプレックスと感じ男性に臆病になってしまう様子もみられた。他方、アイヌの男性には、アイヌ女性ではなく和人女性と結婚したいという結婚観をもつ人も存在しており、アイヌ女性には、和人男性からもアイヌ男性からも差別的なまなざしを向けられる可能性があった。

アイヌ差別の中でも、アイヌと朝鮮人とのハーフの場合は、純粋なアイヌ以上の差別を被ってきたという実態があった。朝鮮人も差別される存在であり、差別される者同士の間にも生まれた子どもがより強く差別のまなざしを向けられた。こうした事実には、アイヌ女性にとって和人との結婚が必ずしも容易ではなかったことも関係している。

なお、人生で被ってきた差別の経験や、それによって培われた差別観には世代によって違いがあることも明らかとなった。現在では、差別経験によってアイヌであることに否定的意識をもちがちな上の世代とは異なり、アイヌ民族としての血を誇りに思う若い世代が現れるようになっている。

5. アイヌ社会における差別

アイヌ社会には、被害者の視点で語られる差別と加害者の視点で語られる差別があった。被害者の視点で語られる差別として、アイヌ民族の内部における「階層的な差異」を原因とした差別、アイヌとしての「血統割合による差別」、そして、結婚や養子を通じてアイヌ社会に入った「和人に対する差別」や「よその」全般に対する「アイヌ社会の閉鎖性」にもとづく差別が存在した。他方、加害者の側の視点に着目すると、多くのアイヌの人々によって「アイヌ性の隠蔽」が行われており、それが結果的に他のアイヌに対する差別を傍観・黙認することにつながったという事例がみられた。その背景には、アイヌに対する偏見や「否定的なイメージ」がアイヌの人々自身にも存在しているという事実があった。さらに、アイヌに対する否定的イメージを肯定したうえで、アイヌの人々の劣悪な経済状況、あるいはアイヌ民族内の階

層的な差異の原因を個人の態度や能力に結びつけるような見方、つまり「自己責任論」も存在した。

加害者の視点で挙げられた事例は、いずれも現状を追認し、差別を肯定してしまう危険性をはらんでいる。そのため、アイヌに対する偏見や差別をなくすためにも、多様なアイヌの人々がいることに配慮し、よりオープンな環境のもとで地位向上にむけた取組を進めていく必要がある。

6. アイヌとしてのアイデンティティの形成と変容

アイヌとしてのアイデンティティについて、その内実は多様化していることが明らかになった。しかし、それらの意識は、固定的なものではなく、アイヌであることに対して「否定的」な意識から「肯定的」な方向へ変化を遂げていた。その背後には、アイヌに対する社会の認識の変化がある。時代とともに、差別と偏見に満ちた社会の意識が徐々に改善され、理解のある身近な和人との出会いが生まれる機会が増大した。さらに、アイヌの伝統文化の価値が見直されていくことによって、改めてアイヌ文化活動・アイヌ関係団体に参加・関与する機会をえることができるようになった。理解ある人との出会いとアイヌ文化活動・アイヌ関係団体への参加によって、自らのアイヌとしての意識が「肯定的」な方向で変化した者が少なくなかった。そのうえ、現在、アイヌ文化を実践していない人たちであっても、将来、アイヌ文化を実践したいと考えている人たちが少なからず存在した。そこには、アイヌとして「肯定的」な意識をもつ人が将来増加していく可能性が見いだせた。だが、同時に、将来のアイヌ文化への興味・関心が、アイヌであることに対する「肯定的」な意識の形成につながらず、アイヌでも和人でもない立場で、アイヌ文化を享受したいと考える人たちが、青年層を中心に現れつつあった。アイヌとしてのアイデンティティのゆくえは、ここで明らかになった可能性がどのように実現されていくのかに左右されよう。

7. 北海道アイヌ協会に関する認識

北海道アイヌ協会への参加は、アイヌの人々の生活向上に関して経済的な側面で大きな意味をもっていた。とりわけ、教育に関する事業のメリットがアイヌの人々にとって大きく認識されていた。それは、同協会が国や北海道が推進する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の具体的事業の窓口として位置づけられているからである。

北海道アイヌ協会への参加は、同時に、アイヌ文化への接触という側面に関しても大きな意味をもっていた。それは、「文化活動」や「祭祀活動」などの文化を「学習」し、そのことをとおしてアイヌ文化を「復興」という形で現れていた。その場合、協会の事業に中心的に関与したり事業の担い手として関与したりするのは 50 代以上の男性に偏り、文化的な関与に関しても、「祭祀活動」は 50 代以上の男性、それ以外の文化活動は 40 代以上の女性が担うという偏りがみられた。性別と年齢により、協会への関

わり方は明らかに異なっている（資料1）。

他方、同協会の事業に対して、懐疑的な意見を表明する者もいた。教育に関する援助事業に複雑な印象を抱え、制度そのものを活用しない者がいた。「北海道アイヌ協会」という組織自体そのものについても不満や不信が存在していた。それは、情報や利益が一部の者にしか行き渡っていないという現実や会計上の不正に関するものであった（資料2）。今後は、そうした現状と課題を直視し、改善の方法を検討しながら、「北海道アイヌ協会」が担うべき事業を推進していく必要があるといえよう。

資料1 北海道アイヌ協会への加入の経緯

- ・ 支部を設立する形で「アイヌ協会」に加入した。
- ・ 支部がある地域に転居した際に「アイヌ協会」に入会した。
- ・ 既に会員になっていた父親あるいは母親の名義が自分に変わっただけである。
- ・ 結婚を機に、自身の親、配偶者の親、友人などに勧められて「アイヌ協会」に入会した。
- ・ 娘が大学に入学する際に叔父に勧められて「アイヌ協会」に入会した。
- ・ 息子が高校に進学する際に夫の名義で「アイヌ協会」に入会した。
- ・ 住宅資金が足りないで「アイヌ協会」に入会した。
- ・ 家を建てる際に兄に相談したところ、「アイヌ協会」のことを教えてもらい入会した。

資料2 北海道アイヌ協会に対する意識

(1) 事業に対する意識

- ・ 「文化活動」に参加してアイヌ文化を実感した。
- ・ 「文化活動」をとらえてアイヌ民族としての意識をもった。
- ・ 教育資金は欠かすことができない。大変ありがたいと思っている。
- ・ （長男の時には教育費給付貸付制度を使ったが）長女の時は使っていない。仕事も順調で、援助を使うと子どもが恥ずかしいのは？アイヌであることが知られるとかわいそうなのでは？と思い使わなかった。
- ・ ウタリ協会のお金を使って子どもを進学させようと思わなかった。
- ・ 家にアイヌ協会から通知が来ると子どもの目に触れないように捨ててしまう。

(2) 組織に対する意識

- ・ 利益にしても、良いことにしても、一部の人たちだけでまわってしまっていて一般の会員まで回らない。（私は）運よくいろいろなことをやらせてもらえるようになっているけれど。講座にしても旅行にしても顔を合わせる人はいつも一緒。いろいろなことの権利が皆に平等にあってほしい。
- ・ 組織や協会が不正を行うと非難されるのは自分たちなので上の組織の人にはしっかりしてほしい。

8. アイヌ民族の生活や意識の多様性とその背景

アイヌの人々の生活や意識は大きく変化し、多様性を増大させてきた。その変化や多様性は、世代の違いを基本とし、性別、地域の違いなどが絡みあって生み出されてきた。同時に、老年世代や壮年世代の人たち自身の生活や意識が変化することによって生じてきたものでもある。その場合、これらの現実、アイヌの人々をめぐる社会環境の変化を背景にして生み出されていたと考える必要がある。とりわけ重

要なのは、アイヌ文化振興法が制定され、それにとまってアイヌ文化の再生が進められてきたことのもつ意味である。

アイヌ文化振興法の制定に関しては、文化を振興するだけでは、生活の向上につながらないとの批判があったのも事実である。たしかに、アイヌ文化の振興や再生だけで、アイヌの人たちが直面している不平等や生活上の問題を解決することはできない。しかし、今回の調査結果からうかびあがったのは、アイヌ文化に携わることをとおして、アイヌであることに対する負のイメージを払拭し、アイヌとしてのアイデンティティを肯定的に受けとめ直す人々が生み出されていたことである。一度忘れ去ったにもかかわらず、アイヌ文化振興法を根拠にして価値あるものとして位置づけ直された文化を学び直すことによって、自らのアイデンティティ自体を再生しつつある人々がいた。それは、アイヌ文化の担い手として自らの主体が（再）形成されていく過程である。そして、その主体のあり方は、文化だけにとどまらず、自らの社会的な立場を向上させるうえで重要な担い手を生み出す可能性をはらんでいる。それだけ、アイヌ文化の振興や再生は、大きな意味をもっているといえる。

アイヌ文化の価値が見直されることは、アイヌの人々自身の中に変化をもたらすだけではない。今回の調査の範囲をこえるが、和人自身のアイヌに対するイメージを変化させることにもつながると考えてもよい。本調査研究はアイヌの人々を対象にしたものだが、今回の調査結果の中からも、この予測を可能にする事実が見いだされた。それは、現在アイヌ文化を実践していない人も含めて、世代、男女、地域、さらには血統のちがいかかわらず、多くの人たちがアイヌ文化に興味・関心をもち、将来は体験してみたいと回答していた事実である。とりわけ特徴的だったのは、将来はアイヌとして生きていくつもりはないにもかかわらず、アイヌ文化に興味や関心を示す青年層の姿であった。そこにあるのは、アイヌであるから、価値が見直されたアイヌ文化にふれたいのではなく、興味や関心をそそるものだから、アイヌとして生きていくつもりはなくても、アイヌ文化に将来触れてみたいという感覚である。それは、アイヌ文化の価値を知れば、アイヌ社会とは無縁の和人でさえ、興味や関心を持つ可能性があることを示している。アイヌ社会とはかかわりのない人々がアイヌ文化に対して興味や関心をもち、アイヌ文化にふれていけば、アイヌの人々に対するまなざしはかつてとは異なるものになるであろう。

このように考えると、アイヌ文化の再生とアイヌ文化振興法の意義を改めて考え直す必要があるといえる。アイヌの人々の生活向上につながるより効果的な施策を検討していくにあたって、この点を十分にふまえることが求められる。

『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その3』の概要

1. 調査対象

調査対象は、2008年10月の時点において北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）に所属していた支部会員、道内在住の元支部会員、アイヌ民族であることが明確な道内在住の非会員が属する世帯およびそれらの世帯を構成する18歳以上85歳未満の者である。回収できた有効票は、2,903の世帯票、5,703の個人票である。

2. アイヌの血統

調査対象者5,703人のうち、血統割合に関係なくアイヌの血統を有する者は3,691人（64.7%）であった。他方、アイヌの血統を有していない者は1,498人（26.3%）で、そのうち和人ではない者は24人（0.4%）であった。養子については、アイヌの血統を有する養子が61人（アイヌの血統を有する者の1.7%）、アイヌの血統を有していない養子が111人（アイヌの血統を有していない者の7.4%）である。

父方・母方の祖父母まで全員がアイヌであるという者は327人（5.7%）、父方・母方の祖父母4人のうち少なくとも1人以上がアイヌの血統を有していない（または血統不明である）が父母ともにアイヌであるという者は744人（13.0%）である（表2）。なお、ここに記載した数値には性別について無回答の回答票も含まれているため、表2の全体の度数と完全には一致していない。また、『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1』において、両親ともにアイヌの血統を有する者が1,075人（19.4%）となっているのは、父方・母方の祖父母が4人ともアイヌの血統を有している場合も含まれているためである。

表2 アイヌの血統割合

単位：人（%）

	男 性	女 性	全 体
祖父母父母ともアイヌ	174 (7.3)	153 (6.2)	327 (6.7)
父母ともにアイヌ	357 (15.0)	384 (15.5)	741 (15.2)
父親のみアイヌ	740 (31.0)	528 (21.3)	1,268 (26.1)
母親のみアイヌ	630 (26.4)	655 (26.5)	1,285 (26.4)
父母ともに和人	475 (19.9)	743 (30.0)	1,218 (25.0)
父母とも和人でもない	11 (0.5)	13 (0.5)	24 (0.5)
合 計	2,387 (100.0)	2,476 (100.0)	4,863 (100.0)

注)「不明」、「無回答」および性別不明を除く。

父方・母方の祖父母まで全員がアイヌであり、その子どもも「純血」である者（4世代「純血」アイヌ）は109人（1.9%）、父方・母方の祖父母まで全員がアイヌだが、子どものいない者（3世代「純血」アイヌ）は218人（3.8%）である。

3. 民族意識

アイヌであることについて、「常に意識している」、「意識することが多い」、「時々意識する」、「まったく意識しない」という選択肢から回答してもらう調査項目では、アイヌであることを「常に意識している」者および「意識することが多い」者は、祖父母まで全員がアイヌである者324人のうち216人（66.7%）、父母ともにアイヌである者731人のうち355人（48.6%）、母のみアイヌである者1,264人のうち334人（26.4%）、父のみアイヌである者1,235人のうち284人（23.0%）、父母ともに和人である者1,002人のうち73人（7.3%）となっている。他方「まったく意識しない」者は、祖父母まで全員がアイヌである者のうち26人（8.0%）、父母ともにアイヌである者のうち134人（18.3%）、母のみアイヌである者のうち461人（36.5%）、父のみアイヌである者のうち519人（42.0%）、父母ともに和人である者のうち820人（81.8%）であり（表3-1）、血統割合はアイヌとしてのアイデンティティに影響を与えていると想定しうる。小内透（おないとおる）によれば、血統割合は「アイヌ固有の多様性を生み出す差異化原理の指標」として有効であると考えられる。

表3-1 血統割合とアイヌであることの意識 単位：人（%）

	常に意識している	意識することが多い	時々意識する	まったく意識しない	合計
祖父母父母ともアイヌ	125 (38.6)	91 (28.1)	82 (25.3)	26 (8.0)	324 (100.0)
父母ともにアイヌ	215 (29.4)	140 (19.2)	242 (33.1)	134 (18.3)	731 (100.0)
父親のみアイヌ	142 (11.5)	142 (11.5)	432 (35.0)	519 (42.0)	1,235 (100.0)
母親のみアイヌ	162 (12.8)	172 (13.6)	469 (37.1)	461 (36.5)	1,264 (100.0)
父母とも和人	31 (3.1)	42 (4.2)	109 (10.9)	820 (81.8)	1,002 (100.0)
合計	675 (14.8)	587 (12.9)	1,334 (29.3)	1,960 (43.0)	4,556 (100.0)

注) 「不明」、「無回答」を除く。

アイヌとしてのアイデンティティの多様性を捉えるため、「アイヌとして誇りを感じる点」の6項目（アイヌの歴史、アイヌの文化、アイヌ差別との戦い、アイヌの偉人たち、身体的特徴、その他）と「アイヌ

として嫌だと感じる点」の6項目（アイヌの歴史、アイヌの文化、アイヌ差別の経験、生活水準、身体的特徴、その他）から当てはまるものすべてを選択する調査項目を設けた。その結果について、「誇りを感じる点」の選択数が「嫌だと感じる点」の選択数よりも多ければアイヌであることに「肯定的」、「嫌だと感じる点」が「誇りを感じる点」よりも多ければ「否定的」、それぞれの選択数が同数であれば「中立的」とみなす。また、年代については、30歳代以下を「青年層」、40～50歳代を「壮年層」、60歳以上を「老年層」に区分し、さらにアイヌの血統について「両親ともアイヌである者」、「片方の親のみアイヌである者」、「その他」、婚姻関係について「アイヌと結婚したアイヌ」、「和人と結婚したアイヌ」、「未婚のアイヌ」、「アイヌと結婚した和人」に区分して、アイヌとしてのアイデンティティのパターンを分析した。なお、アイヌであることを「まったく意識しない」との回答は、「脱アイヌ」とみなしている。

まず、アイヌであることの捉え方については、「脱アイヌ」が48.0%、「中立的」が20.7%、「肯定的」が17.1%、「否定的」が14.2%となっている。アイヌであることに「中立的」な者のうち、アイヌであることを「常に意識している」者の割合は23.8%、「意識することが多い」は18.3%、「時々意識する」は57.8%を占めており、「否定的」な者については「常に意識している」が21.8%、「意識することが多い」が24.5%、「時々意識する」が53.7%、「肯定的」な者については「常に意識している」が33.9%、「意識することが多い」が24.2%、「時々意識する」が41.9%となっている（表3-2）。上山浩次郎（うえやまこうじろう）によれば、「中立的」な者では「時々意識する」者の割合が有意に高い。また、「『中立的』から『肯定的』になるほど、アイヌであることを強く意識していると考えられる」。

表3-2 アイヌであることの意識とその捉え方 単位：人（%）

	常に意識している	意識することが多い	時々意識する	合計
中立的	259 (23.8)	199 (18.3)	628 (57.8)	1,086 (100.0)
肯定的	304 (33.9)	217 (24.2)	375 (41.9)	896 (100.0)
否定的	162 (21.8)	182 (24.5)	399 (53.7)	743 (100.0)
合計	725 (26.6)	598 (21.9)	1,402 (51.4)	2,725 (100.0)

注) 「不明」、「無回答」を除く。

世代別のアイヌであることの捉え方について、「脱アイヌ」の者は、「青年層」の61.5%を占めているが、「壮年層」では46.3%、「老年層」では36.3%にとどまっており、若い世代ほど「脱アイヌ」意識をもっているといえる。なお、「中立的」な者は「青年層」で15.9%、「壮年層」で20.6%、「老年層」で26.2%、「否定的」な者は「青年層」で11.2%、「壮年層」で15.0%、「老年層」で15.9%、「肯定的」な

者は「青年層」で11.4%、「壮年層」で18.1%、「老年層」で21.7%となっている（表3-3）。クロス表のカイ2乗検定によれば、「中立的」、「否定的」、「肯定的」意識については、世代との有意な関連があるとはいえない。

アイヌの血統割合とアイヌであることの捉え方について、「脱アイヌ」の者は、「両親ともアイヌである者」の15.2%、「片方の親のみアイヌである者」の39.2%、「その他」の81.8%であり、アイヌの血統割合が低い者ほど「脱アイヌ」意識をもっているといえる。「否定的」な者は、「両親ともアイヌである者」の27.7%、「片方の親のみアイヌである者」の16.8%、「その他」の1.7%であり、「両親ともアイヌである者」において「否定的」な意識をもちやすいといえる。なお、「肯定的」な者は、「両親ともアイヌである者」の28.2%、「片方の親のみアイヌである者」の20.1%、「その他」の5.0%、「中立的」な者は、「両親ともアイヌである者」の29.0%、「片方の親のみアイヌである者」の23.9%、「その他」の11.5%を占めている。

表3-3 世代とアイヌであることの捉え方 単位：人（%）

	脱アイヌ	中立的	否定的	肯定的	合計
青年層	940 (61.5)	243 (15.9)	171 (11.2)	174 (11.4)	1,528 (100.0)
壮年層	1,051 (46.3)	468 (20.6)	340 (15.0)	411 (18.1)	2,270 (100.0)
老年層	509 (36.3)	367 (26.2)	223 (15.9)	304 (21.7)	1,403 (100.0)
合計	2,500 (48.1)	1,078 (20.7)	734 (14.1)	889 (17.1)	5,201 (100.0)

注) 年齢不詳および「不明」、「無回答」を除く。

婚姻関係別のアイヌであることの捉え方について、「脱アイヌ」の者は、「アイヌと結婚したアイヌ」の20.6%、「和人と結婚したアイヌ」の26.0%、「未婚のアイヌ」の52.5%、「アイヌと結婚した和人」の83.3%となっており、「未婚のアイヌ」と「アイヌと結婚した和人」、とりわけ「アイヌと結婚した和人」において「脱アイヌ」意識をもちやすいことがわかる。他方、「否定的」な者は、「アイヌと結婚したアイヌ」の24.4%、「和人と結婚したアイヌ」の22.2%、「未婚のアイヌ」の13.7%、「アイヌと結婚した和人」の1.6%であり、アイヌの血統と合わせてみると、アイヌ性が高くなるほど「否定的」意識をもちやすいということになる。もっとも、「アイヌと結婚したアイヌ」と「和人と結婚したアイヌ」のアイデンティティが異なっているということとはできない。ただし、「和人と結婚したアイヌ」のアイデンティティについてはジェンダー差がある。「和人男性と結婚したアイヌ女性」のうち「脱アイヌ」の者は22.1%、「中立的」な者は25.7%、「否定的」な者は27.8%、「肯定的」な者は24.4%であるのに対し、「和人女

性と結婚したアイヌ男性」では「脱アイヌ」の者が29.4%、「中立的」な者が26.7%、「否定的」な者が17.4%、「肯定的」な者が26.6%となっている。上山浩次郎（うえやまこうじろう）によれば、和人男性に嫁いだアイヌ女性は「否定的」意識をもちやすく、和人女性を嫁にもらったアイヌ男性は「否定的」意識をもちにくいといえる。

4. 世帯および個人の年収

北海道アイヌ民族生活実態調査（2008年）によれば、アイヌの男性の平均個人年収は321.1万円であり、北海道平均の488.0万円（平成20年賃金構造基本統計調査）を大きく下回っていた。

世帯年収をみると、世帯主が男性の平均世帯年収は400.7万円、世帯主が女性の平均世帯年収は316.6万円であり、世帯主の個人年収は、男性が344.0万円、女性が143.9万円であった。なお、61歳以上の者はほとんど定年退職しており、その子ども世代が世帯の家計を支えていると考えられることから、ここでは60歳以下の最年長者を世帯主とし、最年長者が複数いる場合は男性を世帯主としている。世帯年収、個人年収のいずれからでも、世帯主が女性の世帯が経済的に困窮しているといえる。

世帯主の年齢と年収の関係について、世帯主が男性の世帯年収は、30歳未満で291.2万円、30歳代で368.1万円、40歳代で450.8万円、50歳代で456.3万円、60歳代で320.7万円、世帯主が女性の場合、30歳未満で317.7万円、30歳代で298.6万円、40歳代で347.2万円、50歳代で349.7万円、60歳代で263.9万円であった。男性世帯主の個人年収は、30歳未満で257.7万円、30歳代で311.2万円、40歳代で387.7万円、50歳代で385.1万円、60歳代で282.2万円、世帯主が女性の場合、30歳未満で182.1万円、30歳代で146.8万円、40歳代で159.1万円、50歳代で145.9万円、60歳代で114.4万円であった（表4-1）。このように、世帯年収は男性世帯主、女性世帯主のいずれも50代でもっとも高く、世帯主の個人年収は男性が40歳代、女性が30歳未満でもっとも高くなっている。

世帯主のアイヌ性と世帯年収の関係、すなわち、世帯主が「父方・母方の祖父母まで全員がアイヌである者」、「父母ともにアイヌである者」、「父親のみアイヌである者」、「母親のみアイヌである者」、「父母ともに和人でアイヌと結婚した者」と世帯年収の関係については、世帯主が男性の場合、「父親のみアイヌである者」の平均世帯年収が442.2万円ともっとも高く、「父母ともに和人でアイヌ女性と結婚した者」が399.8万円、「母親のみアイヌである者」が374.0万円、「父母ともにアイヌである者」が328.4万円、「父方・母方の祖父母まで全員がアイヌである者」が321.4万円となっている。世帯主が女性の場合、「父母ともに和人でアイヌ男性と結婚した者」の平均世帯年収が397.4万円ともっとも高く、「母親のみアイヌである者」が297.4万円、「父親のみアイヌである者」が296.7万円、「父母ともにアイヌである者」が276.9万円、「父方・母方の祖父母まで全員がアイヌである者」が235.7万円となっている（表4

ー2)。このことから、世帯年収は、世帯主が和人の場合にもっとも高く、男性世帯主の「父親のみアイヌである者」を除けば、アイヌ性が高くなるにしたがって低くなっているといえる。

表4-1 平均世帯年収

単位：万円、世帯、人

	男性世帯主				女性世帯主			
	世帯年収		個人年収		世帯年収		個人年収	
	平均	度数	平均	度数	平均	度数	平均	度数
30歳未満	291.2	34	257.7	39	317.7	31	182.1	28
30歳代	368.1	177	311.2	170	298.6	105	146.8	93
40歳代	450.8	372	387.7	371	347.2	214	159.1	197
50歳代	456.3	552	385.1	552	349.7	315	145.9	246
60歳代	320.7	239	282.2	230	263.9	137	114.4	115
70歳以上	252.9	140	223.1	130	152.1	48	109.5	42
合計	400.7	1,514	344.0	1,492	316.6	850	143.9	721

表4-2 アイヌ性と世帯年収

単位：万円、世帯

	男性世帯主		女性世帯主	
	平均	度数	平均	度数
祖父母父母ともアイヌ	321.4	105	235.7	56
父母ともにアイヌ	328.4	213	276.9	145
父親のみアイヌ	442.2	396	296.7	165
母親のみアイヌ	374.0	308	297.4	228
父母ともに和人	399.8	303	397.4	190
全平均/合計	388.8	1,325	313.3	784

注)「不明」、「無回答」を除く。

世帯主の婚姻と世帯年収の関係については、世帯主が「和人女性と結婚したアイヌ男性」の平均世帯年収が408.0万円と最も高く、「アイヌ女性と結婚した和人男性」が406.9万円、「アイヌ男性と結婚した和人女性」が402.2万円が続いている。アイヌ同士の夫婦では、世帯主が夫の平均世帯年収が353.2

万円であるのに対し、世帯主が妻の場合は 279.0 万円にとどまっている。なお、世帯主が「未婚のアイヌ」の平均世帯年収は 300.0 万円である。

これらをまとめると、以下の傾向を指摘しうる。

- ① アイヌと結婚した和人が世帯主の場合、世帯主が男性であろうと女性であろうと世帯年収は高い。
- ② 和人と結婚したアイヌが世帯主の場合、世帯主が男性の世帯は和人が世帯主の世帯と同程度の年収だが、女性が世帯主の世帯では年収が低くなる。
- ③ アイヌ同士の夫婦のうち、世帯主が夫の場合は平均年収をやや下回る程度だが、世帯主が妻の場合、平均年収がもっとも低くなる。
- ④ アイヌの男性には結婚相手の影響があまりみられないが、アイヌの女性については、和人が世帯主である場合以外は世帯年収が平均よりも低くなる傾向にある。

男性について、「平成 20 年賃金構造基本統計調査」における北海道の世代別平均年収と北海道アイヌ民族生活実態調査対象者の世代別平均年収を個人年収において比較し、北海道アイヌ民族生活実態調査対象者を「平均以上」、「平均未満」、「平均の半分未満」に分類したところ、全体では、「平均以上」が 25.2%、「平均未満」が 49.8%、「平均の半分未満」が 25.0%であった。世代別にみると、「平均の半分未満」の割合は「30 歳未満」の世代で 32.4%、「70 歳以上」の世代で 39.9%と高くなっている。「平均未満」の割合は「30 歳以上 40 歳未満」で 66.0%、「40 歳以上 50 歳未満」で 53.7%、「50 歳以上 60 歳未満」で 60.4%と高くなっている。「平均以上」の割合は「60 歳以上 70 歳未満」で 42.5%ともっとも高く、「70 歳以上」が 30.3%、「30 歳未満」が 29.3%で続いているのに対し、「30 歳以上 40 歳未満」が 9.6%でもっとも低い（表 4-3）。野崎剛毅（のぎきよしき）によれば、北海道アイヌ民族生活実態調査対象者のうち個人年収が北海道の「平均以上」となったのは全体の 25.2%にすぎず、「アイヌの人々の厳しい経済状況が改めて浮き彫りになっている」。また、「平均の半分未満」の割合から、アイヌの人々の「若い層と高齢層でとくに貧困化が進んでいることがわかる」。

男性の個人年収とアイヌ性の関係については、「父方・母方の祖父母まで全員がアイヌである者」157 人の平均個人年収は 284.0 万円で、そのうち「平均の半分未満」の者は 47 人（29.9%）、「平均未満」の者が 84 人（53.5%）、「平均以上」の者が 26 人（16.6%）であった。また、「父母ともにアイヌである者」326 人の平均個人年収は 293.8 万円で、そのうち「平均の半分未満」の者は 95 人（29.1%）、「平均未満」の者が 155 人（47.5%）、「平均以上」の者が 76 人（23.3%）であり、「父親のみアイヌである者」675 人の平均個人年収は 327.2 万円で、そのうち「平均の半分未満」の者は 161 人（23.9%）、「平均未満」の者が 342 人（50.7%）、「平均以上」の者が 172 人（25.5%）であり、「母親のみアイヌである者」584 人の平均個人年収は 297.7 万円で、そのうち「平均の半分未満」の者は 163 人（27.9%）、「平均未

満」の者が283人(48.5%)、「平均以上」の者が138人(23.6%)であり、「父母ともに和人でアイヌと結婚した者」422人の平均個人年収は340.7万円で、そのうち「平均の半分未満」の者は73人(17.3%)、「平均未満」の者が237人(56.2%)、「平均以上」の者が112人(26.5%)となっている。「父母ともに和人でアイヌと結婚した者」において「平均以上」の割合および平均年収がもっとも高く、「父方・母方の祖父母まで全員がアイヌである者」において、「平均の半分未満」の割合がもっとも高く、平均年収がもっとも少なくなっている(表4-4)。野崎剛毅(のぎきよしき)によれば、アイヌ性が高くなるほど「貧困のリスクが高くなるということがいえる」。

表4-3 北海道民とアイヌ民族の世代別平均年収比較

単位：万円

	平均の半分未満	平均未満	平均以上	北大調査平均年収	北海道平均年収
30歳未満	32.4%	38.3%	29.3%	208.0	294.5
30～40歳未満	24.4%	66.0%	9.6%	304.6	475.8
40～50歳未満	28.0%	53.7%	18.3%	397.9	588.9
50～60歳未満	18.4%	60.4%	21.2%	383.6	572.6
60～70歳未満	16.7%	40.9%	42.5%	297.4	304.8
70歳以上	39.9%	29.8%	30.3%	221.0	284.0
全世代	25.0%	49.8%	25.2%	321.1	488.0

表4-4 アイヌ性と個人年収

単位：人(%)

	平均の半分未満	平均未満	平均以上	合計	個人年収
祖父母父母ともアイヌ	47 (29.9)	84 (53.5)	26 (16.6)	157 (100.0)	284.0万円
父母ともにアイヌ	95 (29.1)	155 (47.5)	76 (23.3)	326 (100.0)	293.8万円
父親のみアイヌ	161 (23.9)	342 (50.7)	172 (25.5)	675 (100.0)	327.2万円
母親のみアイヌ	163 (27.9)	283 (48.5)	138 (23.6)	584 (100.0)	297.7万円
父母ともに和人	73 (17.3)	237 (56.2)	112 (26.5)	422 (100.0)	340.7万円
合計	539 (24.9)	1101 (50.9)	524 (24.2)	2164 (100.0)	314.2万円

アイヌ男性の個人年収と婚姻の関係については、まず、未婚のアイヌ男性の39.3%が「平均の半分未満」となっており、未婚であることが貧困につながりやすいといえる。また、アイヌの女性と結婚したア

アイヌの男性では、30.2%の個人年収が「平均の半分未満」であり、「平均以上」の割合は19.4%にとどまっているのに対して、和人の女性と結婚したアイヌの男性では、27.3%の個人年収が「平均以上」であり、「平均の半分未満」の割合は20.0%となっていることから、「アイヌ同士の結婚もまた貧困リスクが高い」といえる。

5. 教育経験

教育経験と経済状況の関係、すなわち、最終学歴と個人年収の関係を明らかにするため、北海道アイヌ民族生活実態調査（2008年）の5,703の個人票のうち、2,795の男性データのみを分析した。まず、平均個人年収については、高卒者の338.0万円がもっとも高く、中卒者の330.2万円、大卒者の314.1万円、短大・高専卒者の312.5万円と続いている。もっとも、大卒者の平均年齢が36.6歳のところ、中卒者の平均年齢は56.8歳であり、中卒者の職業上の地位が大卒者よりも一般的に高いと想定される。そのために、大卒者よりも高卒者や中卒者の平均個人年収が高くなっていると考えられる。また、「平成20年賃金構造基本統計調査」における北海道の平均個人年収と比較すると、年収が北海道の「平均以上」であるアイヌ男性の割合は、中卒者の27.0%、高卒者の26.9%、大卒者の17.9%にとどまる。大学を卒業したアイヌ男性の41.7%が「平均の半分未満」であった（表5-1）。野崎剛毅（のぎきよしき）によれば、「大学進学者は若い世代が多く、就職難であることが影響していると考えられる」。

表5-1 最終学歴と経済状況

単位：人（%）

	平均の半分未満	平均未満	平均以上	合計	平均年収	平均年齢
小学校	43 (43.0)	32 (32.0)	25 (25.0)	100 (100.0)	212.2万円	71.7歳
中学校	193 (24.4)	384 (48.6)	213 (27.0)	790 (100.0)	330.2万円	56.8歳
高等学校	219 (21.2)	537 (51.9)	278 (26.9)	1034 (100.0)	338.0万円	43.4歳
専門学校	56 (21.4)	154 (58.8)	52 (19.8)	262 (100.0)	293.2万円	40.8歳
短大・高専	14 (25.0)	33 (58.9)	9 (16.1)	56 (100.0)	312.5万円	37.9歳
大学	63 (41.7)	61 (40.4)	27 (17.9)	151 (100.0)	314.1万円	36.6歳
大学院	4 (44.4)	5 (55.6)	0 (0.0)	9 (100.0)	225.0万円	43.9歳
合計	592 (24.6)	1206 (50.2)	604 (25.1)	2402 (100.0)	323.2万円	48.1歳

なお、教育経験と経済状況の関係を世代別に確認しておくと、40～50歳代の「壮年層」では、大卒者の29.8%、短大・高専卒者の26.7%、高卒者の21.3%の年収が「平均以上」であった（表5-2）。こ

のことから、高学歴であるほど経済状況が向上する関係を指摘しうるが、クロス表のカイ 2 乗検定からは有意な関連があるとはいえない。他方、10～30 歳代の「青年層」における「平均以上」は、高卒者の 25.4%、短大・高専卒者の 11.1%、大卒者の 6.7%であり、大学院卒者では 0.0%である（表 5－3）。このように、「青年層においては、高等教育への進学は年収を直接的には押し上げていない」。

表 5－2 壮年層の最終学歴と経済状況 単位：人（%）

	平均の半分未満	平均未満	平均以上	合 計
小学校	3 (30.0)	6 (60.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
中学校	85 (22.4)	222 (58.4)	73 (19.2)	380 (100.0)
高等学校	111 (22.3)	281 (56.4)	106 (21.3)	498 (100.0)
専門学校	26 (21.3)	77 (63.1)	19 (15.6)	122 (100.0)
短大・高専	2 (13.3)	9 (60.0)	4 (26.7)	15 (100.0)
大 学	10 (21.3)	23 (48.9)	14 (29.8)	47 (100.0)
大学院	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
合 計	238 (22.2)	619 (57.6)	217 (20.2)	1074 (100.0)

表 5－3 青年層の最終学歴と経済状況 単位：人（%）

	平均の半分未満	平均未満	平均以上	合 計
小学校	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）
中学校	22 (31.0)	36 (50.7)	13 (18.3)	71 (100.0)
高等学校	93 (23.9)	197 (50.6)	99 (25.4)	389 (100.0)
専門学校	25 (20.7)	70 (57.9)	26 (21.5)	121 (100.0)
短大・高専	12 (33.3)	20 (55.6)	4 (11.1)	36 (100.0)
大 学	51 (57.3)	32 (36.0)	6 (6.7)	89 (100.0)
大学院	2 (40.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
合 計	205 (28.8)	358 (50.4)	148 (20.8)	711 (100.0)

6. 社会における成功の要因

「社会で成功するための要因として何が重視されているか」について、北海道アイヌ民族生活実態調査

(2008年)では、18～24歳の回答者のうち「個人の努力」との回答が70.2%、「個人の才能」が47.7%、「運やチャンス」が29.8%、「学歴」が24.0%、「家柄・親の地位」が8.1%を占めていた(表6)。

他方、内閣府が2009年に実施した「世界青年意識調査」(日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランスにおいて18～24歳の青年を対象に各1000サンプルの回収を原則として実施)においても、回答者のうち「個人の努力」が79.2%、「個人の才能」が51.5%を占め、「運やチャンス」が39.3%、「学歴」が10.4%、「家柄・親の地位」が4.6%となっており、北海道アイヌ民族生活実態調査(2008年)と同様の傾向にある。ただし、社会で成功するために学歴が重要とする回答の割合は、「世界青年意識調査」において10.4%であるのに対し、北海道アイヌ民族生活実態調査(2008年)では24.0%となっており、有意な差がある。濱田国佑(はまだくにすけ)によれば、「アイヌ民族の大学進学率は日本社会全体の平均と比較して相対的に低いため、今後社会的な地位の向上を図っていく上で、学歴の獲得という手段を用いる余地は大きいと思われる。こうした状況が、『社会で成功するためには学歴が重要』だとする意識を生み出しているのかもしれない」。

表6 社会における成功の要因

単位：%

	家柄・親の地位	個人の才能	個人の努力	学歴	運やチャンス
北大調査(18～24歳)	8.1	47.7	70.2	24.0	29.8
北大調査(全年齢)	11.2	42.3	72.7	23.2	24.0
世界青年意識調査	4.6	51.5	79.2	10.4	39.3

アイヌ性による「社会で成功するために重要なもの」に関する認識の差異、すなわち、「アイヌと結婚したアイヌ」、「和人と結婚したアイヌ」、「未婚のアイヌ」、「アイヌと結婚した和人」における差異を確認してみると、「学歴」との回答が「アイヌと結婚したアイヌ」において28.2%であったのに対し、「未婚のアイヌ」では23.3%、「アイヌと結婚した和人」では21.4%にとどまっている。「家柄・親の地位」との回答も「アイヌと結婚したアイヌ」において14.9%であったのに対し、「未婚のアイヌ」では10.5%、「アイヌと結婚した和人」では10.0%にとどまっている。濱田国佑(はまだくにすけ)によれば、「アイヌ性が強い人々は、社会で成功するための要素として『家柄・親の地位』、あるいは『学歴』などの社会的属性をより重視する傾向があるといえる」。

7. アイヌ民族の不公平感

北海道アイヌ民族生活実態調査（2008年）によれば、「性別」、「学歴」、「職業」、「所得・資産」、「家柄」、「人種・民族」による不公平について「大いにある」、「少しはある」、「ない」、「わからない」のいずれかを回答する調査項目では、「学歴による不公平」が「大いにある」または「少しはある」との回答が80.1%、「所得・資産による不公平」が75.9%、「職業による不公平」が73.9%を占めていた（表7-1）。

日本の社会学者によって構成される「2005年『社会階層と社会移動』調査研究会」が実施したSSM調査（「社会階層と社会移動」全国調査）においても、「学歴による不公平」が「大いにある」または「ある」との回答が75.1%、「所得による不公平」が72.1%、「職業による不公平」が69.0%となっており（表7-2）、アイヌの人々の傾向と日本社会全般の傾向との間に大きな差はない（もともと、SSM調査における回答選択肢は「大いにある」、「ある」、「あまりない」、「ない」となっており北海道アイヌ民族生活実態調査（2008年）の選択肢と異なっている）。

表7-1 アイヌ民族の不公平感

単位：%

	性別による不公平	学歴による不公平	職業による不公平	所得・資産による不公平	家柄による不公平	人種・民族による不公平
大いにある	20.0	40.3	31.6	39.8	28.9	30.5
少しはある	49.0	39.8	42.3	36.2	38.2	38.8
ない	18.6	10.1	14.6	11.7	19.4	17.3
わからない	12.4	9.8	11.4	12.3	13.5	13.4

注) 「不明」、「無回答」を除く。

表7-2 日本社会における不公平感（2005年SSM調査）

単位：%

	性別による不公平	年齢による不公平	学歴による不公平	職業による不公平	家柄による不公平	所得による不公平	資産による不公平	人種・民族・国籍による不公平
大いにある	6.3	9.1	15.6	13.2	6.9	16.3	14.9	14.9
ある	52.2	51.7	59.5	55.7	37.8	55.8	48.7	49.2
あまりない	31.9	31.0	19.8	24.8	42.4	22.1	27.5	24.9
ない	9.6	8.3	5.1	6.3	12.9	5.8	8.9	10.9

注) 「不明・無回答」を除く。

資料：2005年SSM調査研究会（代表：佐藤嘉倫），2005，『社会階層と社会移動』全国調査（SSM2005-J）SRDQ事務局編『SRDQ：質問紙法にもとづく社会調査データベース』（<http://srdq.hus.osaka-u.ac.jp>，2014年12月1日）

アイヌ性による不公平感の差異、すなわち、「アイヌと結婚したアイヌ」、「和人と結婚したアイヌ」、「未婚のアイヌ」、「アイヌと結婚した和人」における不公平感の差異を確認してみると、「学歴による不平等」については、「アイヌと結婚したアイヌ」のうち「大いにある」または「少しはある」との回答が84.3%であったのに対し、「未婚のアイヌ」では74.2%にとどまっており、「家柄による不公平」について「大いにある」または「少しはある」との回答も、「アイヌと結婚したアイヌ」において75.5%であったのに対し、「アイヌと結婚した和人」では68.1%、「未婚のアイヌ」では62.6%にとどまっている。いずれもカイ2乗値において有意な差が確認されている。なお、「人種・民族による不公平」については、「アイヌと結婚したアイヌ」において80.8%であったのに対し、「アイヌと結婚した和人」では68.2%、「未婚のアイヌ」では63.4%にとどまっており、有意な差といえる。しかし、濱田国佑（はまだくにすけ）によれば、「他の変数を統制した多変量解析を行った場合、アイヌ性の強さが『人種・民族による不公平』の認識に与える効果は失われるため、それほど頑健な結果であるとはいえない。アイヌ性の強さが、学歴や就業状態などを媒介して、『人種・民族による不平等』の認識に影響を与えるという関係が存在しているのかもしれない」。

8. アイヌ民族の重視する政策

アイヌ民族の重視する政策については、「アイヌ文化を学び、研究するための国立センターを設置する」、「アイヌ語・アイヌ文化などを学校教育に取り入れる」、「アイヌ民族を対象として農林水産商工業などを振興する」、「アイヌ民族の雇用対策を拡充する」、「アイヌ民族に対して高校・大学進学や学力向上への支援を拡充する」、「アイヌ民族が国有地・道有地などを自由に利用できるようにする」、「アイヌ民族が鮭などを捕獲できるように規制緩和をはかる」、「アイヌ民族への差別が起こらない人権尊重の社会をつくる」、「アイヌ政策を審議するための常設機関を国及び地方に設ける」、「民族特別議席など、国政・地方政治にアイヌ民族の声を反映させる仕組みをつくる」、「アイヌ民族の土地・資源に対して補償を行う」、「アイヌ民族のみを対象にした特別な政策は行わない」、「その他」の13項目から自分の考えに近い3項目を回答してもらう調査項目において、「進学支援拡充」との回答が63.8%、「差別が起こらない社会」が62.9%を占めており、「雇用対策拡充」が53.8%、「アイヌ文化などの学校教育導入」が40.9%で続いている。濱田国佑（はまだくにすけ）によれば、アイヌ民族は、大きく分けて「アイヌ民族に対する差別をなくし、アイヌ民族としてのアイデンティティを取り戻せるような政策の実現」と「アイヌ民族の自立を図るような各種の支援策の充実」を求めている。「ただし、『農林水産商工業の振興』、『鮭などを捕獲できるようにする』といった特定の職業のみが対象になるような政策に関しては、20～30%程度の支持にとどまって

おり、それほど重要な政策とはみなされていない」。

他方、和人の重視する政策について、北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室が『調査と社会理論・研究報告書 30 新ひだか町におけるアイヌ民族の現状と地域住民』をまとめるために実施した 2013 年調査によれば、「差別がない社会をつくる」との回答が 54.5%であるのに対して、「教育支援の拡充」との回答は 9.4%、「雇用対策の拡充」との回答は 9.2%にとどまっている。また、「特別な政策は必要ない」との回答が 37.1%を占めている（表 8）。濱田国佑（はまだくにすけ）によれば、「差別がない社会の実現」といった大きな目標についてはアイヌ民族と和人のいずれも重視しているが、アイヌの支援につながる具体的な政策の実現についてはアイヌ民族と和人の意識が大きく乖離している。「つまり多くの和人は、アイヌ政策に対して総論では賛成しているものの、具体的な政策の実現に関しては決して積極的とはいえない」。「こうした意識の齟齬は、今後、具体的な政策の実現を図っていく上で、顕在化する可能性がある」。

表 8 重視されるアイヌ政策（新ひだか町における 2013 年調査）

単位：%

	差別のない社会をつくる	アイヌ文化を守る	雇用対策の拡充	教育支援の拡充	経済的援助の拡充	土地・資源の補償	正しい理解の提供	特別な政策を行うべきではない
アイヌ民族	75.0	30.0	30.0	25.0	15.0	15.0	30.0	35.0
和人	54.5	39.0	9.2	9.4	6.3	8.8	42.2	37.1

アイヌの人々が重視する政策について、アイヌ性による差異、すなわち、「アイヌと結婚したアイヌ」、「和人と結婚したアイヌ」、「未婚のアイヌ」、「アイヌと結婚した和人」における差異を確認してみると、「農林水産商工業振興」を重要とする回答が「アイヌと結婚したアイヌ」において 37.7%であるのに対し、「和人と結婚したアイヌ」では 27.4%、「未婚のアイヌ」では 23.2%、「アイヌと結婚した和人」では 28.6%と、いずれも 20%台にとどまっている。また、「雇用対策の拡充」も、「アイヌと結婚したアイヌ」において 61.7%であるのに対し、「和人と結婚したアイヌ」では 55.4%、「未婚のアイヌ」では 53.0%、「アイヌと結婚した和人」では 55.6%にとどまっており、「鮭などを捕獲できるようにする」も、「アイヌと結婚したアイヌ」において 23.3%であるのに対し、「未婚のアイヌ」では 16.5%、「アイヌと結婚した和人」では 16.3%にとどまっている。濱田国佑（はまだくにすけ）によれば、「農林水産商工業振興」、「雇用対策の拡充」、「鮭などを捕獲できるようにする」といった政策は、「アイヌ性が強い人々において、より重視される傾向がある」。

【参 考】 カイ2乗検定について

たとえば、本概要 19～20 頁では、世代別のアイヌであることの捉え方について、若い世代ほど「脱アイヌ」意識をもっているといえるが、『中立的』、『否定的』、『肯定的』意識については、世代との有意な関連があるとはいえない」と評価されていた。しかしながら、なぜこのように評価できるのか説明を求める向きもあろう。そこでここでは、アイヌであることの捉え方、とりわけ「中立的」、「否定的」、「肯定的」に捉えることが世代によって影響されているかどうかを調べるための分析方法について説明する。

「世代」と「アイヌであることの捉え方」という2つの変数の関係において、「世代」によって「アイヌであることの捉え方」が異なるといえるならば、「世代」と「アイヌであることの捉え方」には関連があるということになる。2つの変数に関連があるかないかを調べるには、本概要 20 頁の表 3-3 のようなクロス表（クロス集計表）が重要になる。統計学におけるクロス表分析には様々な方法があるが、ここではカイ2乗検定によって分析されている。

カイ2乗値は、 $\chi^2 = \sum (\text{観測度数} - \text{期待度数})^2 \div \text{期待度数}$ という数式で算出される。観測度数とは、調査結果の数値、すなわちクロス表の各セルに記載されている数値のことである。期待度数とは、独立変数（説明変数）と従属変数（被説明変数）に関連がないと仮定する場合に得られると期待（予想）される数値のことである。ここでは、「世代」が独立変数、それによって影響されうる「アイヌであることの捉え方」が従属変数にあたる。また、独立変数である世代には「青年層」、「壮年層」、「老年層」という3つのカテゴリが、従属変数であるアイデンティティには「中立的」、「否定的」、「肯定的」という3つのカテゴリが設定されていることになる（表 A）。

表 A 観測度数

単位：人（%）

	中立的	否定的	肯定的	行合計
青年層	243 (41.3)	171 (29.1)	174 (29.6)	588 (100.0)
壮年層	468 (38.4)	340 (27.9)	411 (33.7)	1,219 (100.0)
老年層	367 (41.1)	223 (24.9)	304 (34.0)	894 (100.0)
列合計	1,078 (39.9)	734 (27.2)	889 (32.9)	2,701 (100.0)

仮定により期待される数値である期待度数が観測度数に近似しているほど、その仮定は正しいといえる。期待度数が観測度数に近似しているほど（観測度数－期待度数）が0に近づくので、カイ2乗値が0に近いほど仮定が正しいことになる。このように、カイ2乗値が0に近いほど正しいといえるような仮定

を「帰無仮説」という。帰無仮説を棄却できる場合に、「独立変数と従属変数には有意な関連がある」ということができる。

ここで、帰無仮説として『『世代』と『アイヌであることの捉え方』には関連がない』と仮定する場合、独立変数の各カテゴリにおける従属変数の度数分布が列合計における従属変数の度数分布と一致する、すなわち、「世代によってアイヌであることの捉え方の結果に差がない」と仮定したのだから、「青年層」、「壮年層」、「老年層」のそれぞれにおいて、「中立的」、「否定的」、「肯定的」の割合が列合計の 39.9%、27.2%、32.9%という割合と一致するはずである。したがって、「青年層」における「中立的」の期待度数は、「青年層」の行合計に列合計の「中立的」の割合をかけることで算出できる。このように、独立変数と従属変数のクロス表における各期待度数は、従属変数の各カテゴリにおける列合計の割合を独立変数の各カテゴリの行合計にかけることによって算出される。具体的には、

$$\text{「青年層」における「中立的」の期待度数は、} 588 \times 39.9 \div 100 = 234.612$$

$$\text{「青年層」における「否定的」の期待度数は、} 588 \times 27.2 \div 100 = 159.936$$

.....

$$\text{「老年層」における「肯定的」の期待度数は、} 894 \times 32.9 \div 100 = 294.126$$

となる（表 B）。観測度数と期待度数の差（の絶対値）は表 C のとおりになる。なお、観測度数と期待度数の差、つまり（観測度数－期待度数）をセル残差という。

表 B 期待度数

単位：人（%）

	中立的	否定的	肯定的	行合計
青年層	234.612 (39.9)	159.936 (27.2)	193.452 (32.9)	588 (100.0)
壮年層	486.381 (39.9)	331.568 (27.2)	401.051 (32.9)	1,219 (100.0)
老年層	356.706 (39.9)	243.168 (27.2)	294.126 (32.9)	894 (100.0)
列合計	1,078 (39.9)	734 (27.2)	889 (32.9)	2,701 (100.0)

表 C セル残差

単位：人

	中立的	否定的	肯定的
青年層	8.388	11.064	19.452
壮年層	18.381	8.432	9.949
老年層	10.294	20.168	9.874

カイ 2 乗値を算出するための数式は $\chi^2 = \sum (\text{観測度数} - \text{期待度数})^2 \div \text{期待度数}$ であった。 Σ (シグマ) とは総和をとる、すなわち、+でつながるすべての項を足し合せるという意味である。要するに、カイ 2 乗値は、各セルにおいてセル残差を 2 乗してから期待度数で割った数値を求め、それらをすべて足し合せることによって算出される。表 B および表 C の数値から、カイ 2 乗値は以下のようになる (小数点以下第 4 位を四捨五入)。

$$\begin{aligned} \chi^2 &= 8.388^2 \div 234.612 + 11.064^2 \div 159.936 + 19.452^2 \div 193.452 \\ &+ 18.381^2 \div 486.381 + 8.432^2 \div 331.568 + 9.949^2 \div 401.051 \\ &+ 10.294^2 \div 356.706 + 20.168^2 \div 243.168 + 9.874^2 \div 294.126 \\ &= 0.300 + 0.765 + 1.956 \\ &+ 0.695 + 0.214 + 0.247 \\ &+ 0.297 + 1.673 + 0.331 \\ &= 6.478 \end{aligned}$$

ところで、カイ 2 乗値は、(観測度数 - 期待度数)² という正の値を足し合せるものなので、「独立変数」にせよ「従属変数」にせよ、カテゴリ数が増えるほど足し合せなければならない項が増えて、その値が大きくなってしまふ。そのため、クロス表における自由度 ((独立変数のカテゴリ数 - 1) × (従属変数のカテゴリ数 - 1)) に応じて限界値が定められている。ここでは、3セル × 3セルのクロス表なので自由度は 4 であり、その限界値は有意水準 5% で 9.488 である。有意水準とは、帰無仮説を誤って棄却してしまう確率のことであり、5% (以下) に設定されるのが一般的である。「『世代』と『アイヌであることの捉え方』には関連がない」という帰無仮説に基づいて算出した 6.478 というカイ 2 乗値は、有意水準 5% の限界値の範囲内にあることから、この帰無仮説は棄却されない。なお、カイ 2 乗値が有意水準 5% の限界値の範囲内にあつたとしても、「帰無仮説が正しい」とまではいえない。このような結果は、帰無仮説を棄却しなくてよい、帰無仮説を維持しうる、ということの意味しているにすぎない。

有意水準はわかりにくいかもしれないが、「自由度 4 の限界値が有意水準 5% で 9.488 である」というのは、「自由度 4 のカイ 2 乗分布において、カイ 2 乗値が 9.488 以上となる確率は 5% 未満である」という意味である。「『世代』と『アイヌであることの捉え方』には関連がない」という帰無仮説に基づいて算出したカイ 2 乗値が 9.488 よりも大きい値になってしまふと、「『世代』と『アイヌであることの捉え方』には関連がない」といいうる調査結果 (観測度数) が得られる確率が 5% 未満もない、ということになる。これではその帰無仮説を支持しえないことは、明らかであろう。

クロス表の独立性についてのカイ2乗 (χ^2) 検定

社会学の初級で最もよく登場する検定は、二つの質的変数からなるクロス表の独立性の検定であろう。帰無仮説は「母集団において二つの変数は独立である」であり、導き出す検定統計量は、観測度数からなるクロス表と期待度数からなるクロス表の全体としての乖離度の指標である χ^2 統計量、参照する統計分布は χ^2 分布である。帰無仮説が正しければ、 χ^2 統計量はそんなには大きくならないと期待できる。自由度によって分布の形は多少異なるものの、実現値が分布に照らして大きすぎる、例えば、帰無仮説が正しければ5%未満の確率でしか生じないような値である場合、有意水準5%で帰無仮説は棄却され、母集団において二変数の間に関連があるだろうと結論する。逆に χ^2 統計量の実現値がそれほど大きくなく5%よりも大きな確率で生じ得るものであれば、特に帰無仮説を疑う積極的な根拠に欠けるため帰無仮説を受容する。検定で有意になったとしても、具体的にどのような関連であるかは、行%や列%を詳しく見なければわからない。

一般社団法人社会調査協会編『社会調査事典』（丸善出版・2014年）